

## 会員・会費規程

(目的)

- 第1条 この規程は、「ELEVEN GYM OKINAWA」施設利用規約 第4条、第7条、及び第10条の規定に基づき、会員の種別、入会金、利用料等に関する基本的事項について定めるものである。
- 2 ここに定めて以外の事項については、関連法令、施設利用規約、または株式会社 BMS スポーツが定める規程に従うものとする。

(会員の種別)

第2条 会員の種別及びその資格要件は次の通りとする。

種別	名称	資格要件
第1号会員	一般会員	第2号会員から第10号会員以外の人
第2号会員	女性会員	女性
第3号会員	高校生会員	高校在籍者、または満15歳から満18歳までの人
第4号会員	ペア会員	夫婦又は親子（大人1名と未成年者1名）
第5号会員	法人会員	法人の役職員（5名まで）
第6号会員	PT5会員	ハ°・サルトレング°を月内に5回利用できる
第7号会員	PT9会員	ハ°・サルトレング°を月内に9回利用できる
第8号会員	PPT5会員	ペアでハ°・サルトレング°を月内に5回利用できる
第9号会員	PPT9会員	ペアでハ°・サルトレング°を月内に9回利用できる

- (2) 前2項に記した資格のうち、複数の資格要件に該当する場合は、会員が任意に選択することができる。
- (3) 第1項のうち、年齢要件によって資格を判別する場合、当月1日における年齢によるものとする。

(入会金)

- 第3条 入会金の額は、別表1に定めるところによる。
- (2) 入会金は、入会申込時に一括して支払うものとする。

(利用料)

第4条 月額利用料の額は、別表2に定めるところによる。

(2) 月額利用料は、当社が定める日に、原則として銀行口座引落にて支払うものとする。

(3) 利用料は、当社が別に定める金額を、当社所定の方法で支払うものとし、既納の利用料は、理由の如何に問わずこれを返還しません。

(4) 会員には、実際の施設利用の有無や回数に関わらず、本会員契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは利用料を支払わなければなりません。

(会費、手数料及び利用料の改定)

第5条 当社は、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行なうことが出来ます。

(2) 前項の改定を行なう場合、当社は一ヶ月前までに、店頭にて会員に告知するものとします。

(その他手数料)

第6条

(1) 紛失・盗難・汚損・破損等による、会員証再発行手数料は1,000円(税別)とする。

(会費の返金)

第7条 当社は、会員からいったん納付された入会金、利用料等について、理由の如何に関わらず、これを返金しないものとする。

附則

1. この規程は、令和元年8月1日から施行する。

【別表1】

入会金 0円(税別)

【別表 2】

種別	名称	月額利用料
第 1 号会員	一般会員	10,000 円
第 2 号会員	女性会員	5,000 円
第 3 号会員	高校生会員	5,000 円
第 4 号会員	ペア会員	13,000 円
第 5 号会員	法人会員	30,000 円
第 6 号会員	PT5 会員	25,000 円
第 7 号会員	PT9 会員	40,000 円
第 8 号会員	PPT5 会員	37,500 円
第 9 号会員	PPT9 会員	60,000 円

(消費税別)